

特定公共賃貸住宅(单身向け)のご案内



I. 入居申込者の資格(次の1~5のすべての資格がある方)

1. 自ら居住するための住宅を必要としている方
2. 税の滞納がない方
3. 家賃は月額30,000円で、指定日までに敷金(家賃の2か月分)を納入できる方
4. 連帯保証人1名を立てられる方(資格:道内在住で収入が名義人と同額程度以上)
5. 入居可能日から10日以内に入居し、住民票を提出できる方
6. 身分照会に同意できる方
入居しようとする者が暴力団員であるかどうか、砂川警察署に意見聴取を行うため、同意書を提出していただきます。

II. 収入基準の説明

1. 収入月額が200,000円以上601,000円以下の方
※所得の上昇が見込めれば20万以下でも入居可能です。
2. 収入月額の計算方法は、下記のとおりです。

所得額 ÷ 12か月 = 収入月額

3. 所得額

前年中の収入のあった方について、次により所得額を出して合算します。

(1) 所得計算上の注意

収入とは	(1) 給料等による収入…給料、賃金、ボーナスなどの総収入です。たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。 (2) 事業等による収入…事業所得、利子所得、配当所得、雑所得(公的年金を含む)などの所得をいいます。たとえば、自営業・サービス業・外交員などの収入をいいます。
収入としないもの	(1) 次の収入は0円とし、収入とはなりません。 ① 仕送り ② 増加恩給(これに併給される普通恩給を含む) ③ 遺族および障害を支給事由とする年金 ④ 失業給付金 ⑤ 労災保険の各種給付金 ⑥ 生活扶助料等の非課税所得 ⑦ 一時的な収入(退職所得・譲渡所得等) ⑧ 支給されていないボーナス (2) 過去に収入があっても、申込日現在失業中は0円とみなします。

Ⅲ. 申込時の提出書類

- ◎申込資格の有無等は、すべての書類を提出していただいてから最終的に判定します。
- ◎入居申込書及びその他の提出書類は、すべてお返しすることができません。
- ◎住宅周辺の環境や交通機関などを、よくご確認してからお申し込みください。
※ご相談の段階では、口頭や一部の書類でご質問いただく場合が多いので、最終的な判断ができません。
後日、書類を提出された際に、相談時と判断が異なる場合もあります。

1. 必ず提出していただく書類

番号	提出書類	摘要
1	入居申込書 同意書	正しく、わかりやすく記入してください。
2	住民票	(1) 申込者の分 (2) 続柄などを省略していないもの (3) 発行日から3か月以内のもの (4) 外国人の方は、登録原票記載事項証明書
3	①所得(課税)証明書 ②源泉徴収票 ③給与証明書 ④確定申告書控	①から④のいずれか
4	納税証明書	1. 課税されている方は、完納した証明書 2. 課税されていない方は、非課税証明書
5	就労証明	

Ⅳ. 特定公共賃貸住宅の明渡請求事項

1. 次の場合は、住宅の明け渡しの対象となりますのでご注意ください。
1. 入居資格をいつわって入居したとき
 2. 家賃を3か月以上納めないとき
 3. 理由がなく、15日以上住宅を使用しないとき
 4. 住宅や共同施設などを、故意に壊したとき
 5. 同居させたとき
 6. 入居者が死亡し、または退去した場合に引き続き無断で住宅に住んだとき
 7. 他の人に迷惑を及ぼす行為または周辺の環境を乱す行為を行ったとき
 8. 住宅を他人に貸したり、住む権利を他人にゆずったとき
 9. 無断で住宅の一部を住宅以外の用途に使用したとき
 10. 無断で住宅を模様替えしたり増築したとき
 11. 入居後、入居者が暴力団員であると判明したとき

Ⅴ. 駐車場

1. 駐車場のある団地では原則として、1戸に1台分をお貸ししています。
2. 団地内の駐車場以外の通路や緑地などの場所には、絶対に駐車しないでください。
※埋設管や簡易舗装をこわしたり、緊急自動車(救急車・消防車など)やゴミ収集車の活動のさまたげとなるばかりでなく、子供のとびだしなど、交通事故の原因となりとても危険です。

Ⅵ. その他注意事項等

1. 住宅では、犬・猫・鳥などの動物類を飼うことは”一切禁止”されています。(ペット飼育禁止)
2. 団地周辺の整備(草刈り等)、冬季の除雪は、入居者が協力しあい管理していただきます。
3. 住宅内の設備をリースとしています。
(1) 給湯器 月額1,000円

Ⅶ. 住宅の返還(次の手続きを行っていただきます。)

1. 返還予定日の15日前までに、浦臼町役場建設課管理係の窓口で返還に必要な手続きを行っていただきますので、あらかじめ電話でご連絡ください。
(1) 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。(祝日・年末年始などの休業日を除く)
(2) 入居者の負担で、もとどおりに直していただきます。(現状回復)

問い合わせ
浦臼町役場 建設課 管理係
TEL 0125-68-2113